

令和4年8月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年（行ウ）第3号 公有地無償貸与取消請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月20日

判 決

5	三重県鈴鹿市白子本町20-13				
	原 告	佐 倉			邁
	三重県鈴鹿市寺家一丁目24-25				
	原 告	内 田	信		也
	三重県鈴鹿市岸岡町2874-1				
10	原 告	橋 詰	圭		一
	津市広明町13番地				
	被 告	三 重			県
	同代表者兼処分行政庁	三 重 県	知		事
		一 見	勝		之
15	同訴訟代理人弁護士	楠 井	嘉		行
	同	西 澤			博
	同	赤 木	邦		男
	同	小 林	明		子
	同	田 中	友		康
20	同	山 田			瞳
	同	飯 田	真		也
	同	後 藤	哲		史
	同	岡	浩		喜
	同	木 村	那 津		子
25	同	小 森	宏		秋
	同	河 野	壮		登

同	栗	原	雅	斗
同	千	島	淳	平
同訴訟復代理人弁護士	三	浦	政	宏
同指定代理人	三	井	利	公
5 同	古	川	修	太郎
同	林		幸	喜
同	辻		哲	二
同	嵯	峨	拓	朗

主 文

- 10 1 本件訴えを却下する。
2 訴訟費用は原告らの連帯負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

15 処分行政庁（以下「三重県知事」という。）の鈴鹿市に対する別紙1（甲7）の許可処分（ただし、別紙2（甲9）の許可処分による変更後のもの。以下「本件許可処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 訴訟物

- 20 (1) 本件は、鈴鹿市の住民である原告らが、上記第1のとおり、本件許可処分（三重県知事の鈴鹿市に対する県営都市公園「鈴鹿青少年の森」（以下「本件公園」という。）における都市公園法5条及び8条による公園施設設置等の許可）の取消しを求める抗告訴訟（行政事件訴訟法3条2項）である。
- 25 (2) なお、本件訴えが通常の民事訴訟ではなく、行政訴訟（本件許可処分の取消しの訴え）であることは、訴状記載の請求の趣旨に対する第1回口頭弁論期日前の裁判長の求釈明書に応えた原告らの令和4年3月10日付け準備書面によって明確にされている。

また、原告らは、本件訴えを本案として行政事件訴訟法25条2項に基づく執行停止の申立て（当庁令和4年（行ク）第2号事件）をしている。

2 関係法令

別紙3の関係法令のとおり。

3 前提事実

当事者間に争いのない事実のほか、掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実並びに顕著な事実（民事訴訟法179条）は、次のとおりである。

(1) 本件公園

本件公園は、鈴鹿市住吉町字中大谷6744番地1に所在し、都市公園法2条の2及び3に基づき、三重県が設置して公園管理者となっている県営都市公園である（乙8）。

(2) 本件許可処分

ア(ア) 鈴鹿市は、三重県知事に対し、令和3年6月21日付けで、都市公園法5条1項に基づく公園施設設置等の許可申請をしたところ、その申請書の内容は、本件公園にサッカー専用スタジアム及び多目的グラウンド（以下「本件施設」という。）を同年8月1日から令和13年7月31日までの10年間、設置することの許可を求めるといふものであり、本件施設の設置の場所は、鈴鹿市住吉町地内の敷地面積5万0350㎡、施設面積（建築面積）4000㎡とされ、本件施設の構造は、クラブハウスが鉄骨造、スタジアムがRC造とされていた（甲4）。

イ(イ) 三重県知事（当時は鈴木英敬）は、鈴鹿市に対し、令和3年6月29日付けで、同法5条及び8条に基づき、上記許可申請につき別紙1の別記のとおり条件を付して許可（以下「変更前の本件許可処分」という。）した（甲7、乙3）。

イ(ア) 鈴鹿市は、三重県知事に対し、令和4年1月12日付けで、上記ア(ア)の申請のうち、本件施設の設置の場所の敷地面積を4万9903㎡に、施設

面積（建築面積・延床面積）を1384㎡に、それぞれ縮小するとの内容の公園施設設置等の変更許可申請をした（甲8、9）。

5 (イ) 三重県知事（当時は一見勝之）は、鈴鹿市に対し、同月20日付けで、上記変更許可申請につき別紙2の別記のとおり条件を付して許可（本件許可処分）した（甲9、乙4）。

(3) 本件施設

ア 鈴鹿市は、令和3年6月28日、株式会社ノーマーク及び株式会社アンリミテッド（以下、後者を「本件会社」といい、前者と併せて「本件会社ら」という。）との間で、本件施設に関し、「多機能複合型施設（スタジアム）の設置及び管理に関する協定書」を締結し、本件施設の設置及び管理は、本件会社らが行うこととされ、本件施設の設置に係る工事は、本件会社らが同年8月1日から令和5年2月28日までの間に実施することとされた（甲4、6）。

10 イ 本件会社は、鈴鹿市を拠点に活動しているサッカークラブ「鈴鹿ポイントゲッターズ」（以下「本件チーム」という。）の運営会社であり、本件施設は、本件チームの本拠地として使用される予定である（乙18）。

15 ウ 本件チームは、日本フットボールリーグ（略称JFL）所属のクラブチームであり、当面はJ3への昇格を目指しているところ、J3クラブライセンスを有し、JFL4位以内、かつJリーグ百年構想クラブの中で2位以内に入れば、翌季からJ3に参入することができる（乙18）。

20 ただし、本件チームは、令和4年、不祥事によりJリーグ百年構想クラブの資格を停止されて失うに至っており、令和5年のJ3昇格は不可能な状態となっている（公知の事実）。

(4) 使用料免除

25 ア 鈴鹿市は、三重県知事に対し、令和3年6月21日付けで三重県都市公園条例10条2項に基づく本件施設の使用料の全額の免除の申請をした（甲5、

乙13)。

イ 三重県知事は、鈴鹿市に対し、同月29日付けで上記免除（以下「本件使用料免除」という。）をした（甲3、乙7、18）。

(5) 新聞報道

5 ア 鈴鹿市の末松則子市長と本件会社の吉田雅一社長は、令和3年8月2日、鈴鹿市役所で共同記者会見を行い、同年9月に本件公園において本件会社が本件施設の建設に着工すること等を発表した（乙18）。

10 イ 三重県内で広く購読されている伊勢新聞（顕著な事実）は、同年8月3日の記事で、三重県知事によって上記(2)ア(イ)の許可及び上記(4)イの本件使用料免除がされた事実も含め、上記発表の内容等を報道した（乙18）。

ウ 三重県を含む東海地方を中心に広く購読されている中日新聞（顕著な事実）は、同日の朝刊の記事で、本件会社による本件施設の建設予定の概要等を含め、上記発表の内容等を報道した（甲13）。

(6) 原告らの活動

15 ア 原告らは、鈴鹿市民であり、原告佐倉邁（以下「原告佐倉」という。）を代表とする「鈴鹿青少年の森を愛する会」（以下「本件団体」という。）を組織して、本件施設の建設に反対している（弁論の全趣旨）。

20 イ 原告佐倉は、令和3年6月25日付けで、三重県知事に対し、本件施設の建設の関係書類全ての公文書開示請求をしたところ、三重県知事は、同年7月9日付けで上記(2)ア(ア)の申請書（甲4）を含む関係書類の公文書部分開示決定をし、同月20日に開示を実施した（乙1、2）。

25 ウ 本件団体の関係者は、同年9月16日、鈴鹿市長に対し、三重県への本件公園の借用申請書、その許可証等に類するものにつき公文書開示請求をしたところ、鈴鹿市長は、同月22日付けで上記(2)ア(イ)の許可書（甲7）を含む関係書類の公文書公開決定をし、同月24日に開示を実施した（甲14、弁論の全趣旨）。

エ 本件団体は、同年12月16日及び令和4年1月13日、三重県知事に対し、本件施設の建設問題について面談要請をし、同月18日、回答書を受け取ったが、面談には応じてもらえなかった（甲10、11）。

オ 本件団体は、同年2月2日、三重県知事に対し、本件施設の建設は違法であり、直ちに本件許可処分及び本件使用料免除の取消しを求める旨の申入れをし、同月4日までに回答することを求めた（甲15）。

カ 原告らは、同月14日、本件訴えを提起し、原告佐倉及び原告内田信也は、同月21日、本件訴えを本案として、行政事件訴訟法25条2項に基づく執行停止の申立て（当庁令和4年（行ク）第2号事件）をした（顕著な事実）。

キ 原告らは、三重県監査委員に対し、本件使用料免除に関する住民監査請求をしていたが、その監査結果を待てないとして、これを取り下げた（甲15、弁論の全趣旨）。

4 争点及び当事者の主張

(1) 本件訴えの適法性（本案前の争点）

ア 原告適格（争点(1)ア）

（原告らの主張）

原告らは、本件公園を愛する三重県鈴鹿市民である。

（被告の主張）

不特定多数の者が公園を利用できる利益は、一般的公益であり、仮に原告らが本件公園の従前の環境を享受できなくなるという具体的利益を損なうとしても、それは一般的公益に吸収解消されるものである。都市公園法1条の規定も、上記一般的公益を保護するにとどまるものであり、同法の趣旨・目的に照らしても、上記具体的利益を公園利用者個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むものとは解し難い。

したがって、本件訴えは、原告らに原告適格がないから、不適法である。

イ 出訴期間（争点(1)イ）

(原告らの主張)

多くの本件公園の利用者や一般の鈴鹿市民は、令和3年8月3日の中日新聞(甲13)による報道(前提事実(5)ウ)がされるまで、本件公園に本件施設が設置されることを知らなかった。また、上記報道は、本件団体の会員から情報として寄せられたものであり、原告らは、後日知ったにすぎない。

また、変更前の本件許可処分は、令和3年9月24日に鈴鹿市の開示(前提事実(6)ウ)で知ったにすぎない。

原告らが本件訴えを意識したのは、三重県知事が本件施設の建設に反対する申入れ(前提事実(6)オ)を無視した令和4年2月4日である(甲15)。

(被告の主張)

原告佐倉は、令和3年6月25日付けで、三重県知事に対し、公文書開示請求をし、三重県知事は、前提事実(2)ア(ア)の申請書(甲4)を含む関係書類の開示を実施した(前提事実(6)イ)。なお、上記請求は前提事実(2)ア(イ)の許可の前であったため、上記申請書に対する許可書(甲7)は開示対象文書に含まれていなかったが、上記開示を実施した同年7月20日は上記許可の後であったことから、被告の担当者は、原告佐倉に対し、変更前の本件許可処分及び本件使用料免除がされた旨を伝え、本件施設の設置許可に関する様々な質問に対しても説明を行っている。そうすると、原告佐倉はもとより、共同原告として本件訴えの提起前から共同して準備してきたと思われる他の原告らも、同日には変更前の本件許可処分があったことを知ったと認められ、本件訴えの出訴期間は、その翌日から起算して6箇月目の日である令和4年1月20日までである。

加えて、前提事実(5)の新聞報道によれば、原告らは、遅くとも令和3年8月3日には変更前の本件許可処分があったことを知ったと認められ、その翌日から起算するとしても、本件訴えの出訴期間は令和4年2月3日までとなる。

したがって、同月14日に提起された本件訴えは、出訴期間を徒過したものであるから、不適法である。

(2) 本件許可処分の違法性（本案の争点）

（原告らの主張）

5 本件公園は、昭和47年から開園している緑豊かな公園で、多くの市民・県民に利用され、愛されている。40種以上の野鳥や多種多様な昆虫が見られ、湿原には貴重な植物が自然のまま生息し、「希少野生動植物主要生息生育地」にも指定されている。

10 三重県知事は、議会にも諮らず、公園利用者の意見を無視して、一営利企業に本件公園を10年間も無料で貸す権限がどこにあるのか明確に示して、誠実な回答をすべきである。また、面談を拒否する姿勢は直ちに改めるべきである。

本件施設の建設には、公益性は微塵も認められず、本件公園の大切なかけがえのない自然を破壊するものである。

本件許可処分は、非民主的なものであり、違法であることは明白である。

15 （被告の主張）

公園管理者以外の者に対する公園施設の設置等の許可（都市公園法5条2項2号）については、公園管理上の観点から行う裁量判断とされている。本件施設については、本件公園の機能の増進に資するものであると認められることから、設置等の許可を行ったものであり、都市公園法運用指針（乙6）に示されている点についても合致するものと認められることから、何ら違法な点はなく、
20 本件許可処分は適法である。

また、本件使用料免除については、原告らの法律上の利益に全く関係がない事項であり、原告らは、これを理由として本件許可処分の取消しを求めることはできない（行政事件訴訟法10条1項）。なお、本件使用料免除についても、
25 三重県都市公園条例10条2項に基づき、適法に行われている。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)イ（出訴期間）について

(1) 本件許可処分は、三重県知事から鈴鹿市に対するものであり、原告らは三重県鈴鹿市民であるとはいえ第三者に当たる。そして、行政事件訴訟法によると、処分の取消訴訟の提起においては、①その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者であることを要し（同法9条1項）、②自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることはできず（同法10条1項）、③処分があったことを知った日から6箇月を経過したときは、提起することができないが、正当な理由があるときは、この限りでない（同法14条1項）とされている。

(2) そこで、上記①の原告適格の有無はさておくとして、まず、上記③の出訴期間に係る争点(1)イについて判断する。

ア 変更前の本件許可処分は、別紙1のとおり令和3年6月29日付けで行われたものであり（前提事実(2)ア(イ)）、これが行われたことについては、同年8月2日の共同記者会見における発表の内容が同月3日の地元新聞で報道されたことにより、三重県民に広く知られたことが認められる（前提事実(5)）。

イ 原告らは、本件団体において共同して本件公園における本件施設の設置に反対する活動に従事してきたものであり（前提事実(6)ア）、本件許可処分に係る申請の情報を同年7月20日に鈴鹿市から得ていたことが認められるから（前提事実(6)イ(イ)）、上記アの報道については一般県民以上に重大な関心を抱いていたはずであり、同年8月3日の報道の当日頃には、変更前の本件許可処分を知ったと推認される。

ウ なお、その後の変更の許可（前提事実(2)イ(イ)）は、変更前の本件許可処分のうち対象面積を縮小したものにすぎないから、これを本件許可処分の取消訴訟の出訴期間の起算点とすることはできない。

エ そうすると、原告らが令和4年2月14日に提起した本件訴えは、変更前の本件許可処分を知った日から6箇月の出訴期間を徒過して提起されたこ

とになるから、その点について正当な理由があることを要するものである
(行政事件訴訟法14条1項)。

そこで、当裁判所は、原告らに対し、上記正当な理由に関し、第1回口頭
弁論期日前に裁判長の求釈明書により釈明を求めた上、同期日においても主
張立証の補充を促した。しかし、原告らは、第2回口頭弁論期日までに主張
立証の補充をしようとしなかった。

したがって、本件訴えは不適法であると判断するほかない。

2(1) 以上によると、本件訴えは、出訴期間を徒過したものであり、不適法である
から却下を免れず、本案の判断に進むことはできない。

10 (2) なお、本件使用料免除の適否等については、財務会計上の問題であるから、
住民監査請求を経た住民訴訟によって裁判所の判断を求めるべきものである。
ところが、原告らは、いったんは住民監査請求をしながら、その一存で、監査
結果を待たずに取り下げってしまったため(前提事実(6)キ)、適法な住民訴訟を
提起する機会を喪失したものであり、主観的意図はともかくとして、その訴訟
15 追行は、訴訟手続を正解しないものであり失当である。

第4 結論

よって、本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担については、原告らが共
同原告として本件許可処分の取消しを求めた事案であること等の事情により、行政
事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項ただし書を適用して、主文のとおり
20 判決する。

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官

竹 内 浩 史

裁判官

山 口 貴 央

5

裁判官

山 崎 次 矩

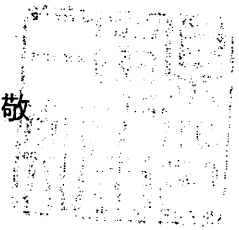
三重県指令県土第12-78号

鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 鈴鹿市長 末松 則子 様

令和3年6月21日付けで申請のあった公園施設の設置等については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び第8条の規定により、以下のとおり許可します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬



- 1 設置する公園施設 サッカー専用スタジアム及び多目的グラウンド
- 2 施設の設置場所 鈴鹿市住吉町字中大谷 6744 番地 1
県営都市公園鈴鹿青少年の森内
- 3 設置・管理の期間 令和3年8月1日から令和13年7月31日まで
- 4 許可の条件 別記のとおり

別記

- (1) 使用料は、三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第10条第2項の規定に基づき免除します。
- (2) 設置等に必要な経費は、許可を受けた者が負担してください。
- (3) 許可を受けた者が公園施設の設置等を行う方法は申請のとおりとします。
ただし、工事施工時には、公園利用者に事前に周知するとともに、利用者に対する安全対策を講じてください。
また、周辺住民や関係者等への説明や調整について、許可を受けた者が責任をもって実施してください。
- (4) 許可を受けた者は、設置する公園施設の区域内において事故等が発生したときは、直ちに鈴鹿建設事務所長（以下、所長という。）に届け出るとともに、自らの責任において解決することとし、その結果を遅滞なく所長に報告してください。
- (5) 許可を受けた者の責めにより公園施設を荒廃させ、又は毀損したときは、直ちに長に届け出るとともに、その指示に従って自己の費用をもって原状に復してください。
- (6) 許可を受けた者は設置等の期間が満了したとき、許可日を基準として設置等物件を原状回復してください。ただし、設置等の期間を更新する場合を除きます。
- (7) 許可を行う区域内において支障となる公園施設のうち、公園管理者が求めるものについては、都市公園法等の規定に基づき許可を受けた者の責により復旧を行ってください。
- (8) 許可を行う区域内の共用部分（園路、広場および駐車場等）については、別添資料「県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者業務仕様書」を参考として良好な管理水準を保ち、一般公園利用者に開放してください。
- (9) 植樹された樹木の撤去を行う場合は、公園内への移植に努めてください。
- (10) 施設周囲への植栽を行い、公園内の景観の調和を図ってください。
- (11) 自然環境との調和を図り、生育する希少野生動植物の保全に努めてください。
- (12) 以上のほか、都市公園法及び三重県都市公園条例その他関係法令の諸規定を遵守してください。

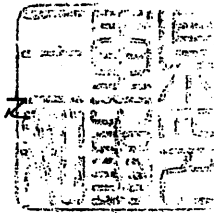
三重県指令県土第12-181号

鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 鈴鹿市長 末松 則子 様

令和4年1月12日付けで変更申請のあった公園施設の設置等については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条及び第8条の規定により、以下のとおり許可します。

令和4年1月20日

三重県知事 一見 勝



- 1 設置する公園施設 サッカー専用スタジアム及び多目的グラウンド
- 2 施設の設置場所 鈴鹿市住吉町字中大谷 6744 番地 1
県営都市公園鈴鹿青少年の森内
- 3 設置・管理の期間 令和3年8月1日から令和13年7月31日まで
- 4 許可の条件 別記のとおり

別記

- (1) 使用料は、三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第10条第2項の規定に基づき免除します。
- (2) 設置等に必要な経費は、許可を受けた者が負担してください。
- (3) 許可を受けた者が公園施設の設置等を行う方法は申請のとおりとします。
ただし、工事施工時には、公園利用者に事前に周知するとともに、利用者に対する安全対策を講じてください。
また、周辺住民や関係者等への説明や調整について、許可を受けた者が責任をもって実施してください。
- (4) 許可を受けた者は、設置する公園施設の区域内において事故等が発生したときは、直ちに鈴鹿建設事務所長（以下、所長という。）に届け出るとともに、自らの責任において解決することとし、その結果を遅滞なく所長に報告してください。
- (5) 許可を受けた者の責めにより公園施設を荒廃させ、又は毀損したときは、直ちに長に届け出るとともに、その指示に従って自己の費用をもって原状に復してください。
- (6) 許可を受けた者は設置等の期間が満了したとき、許可日を基準として設置等物件を原状回復してください。ただし、設置等の期間を更新する場合を除きます。
- (7) 許可を行う区域内において支障となる公園施設のうち、公園管理者が求めるものについては、都市公園法等の規定に基づき許可を受けた者の責により復旧を行ってください。
- (8) 許可を行う区域内の共用部分（園路、広場および駐車場等）については、別添資料「県営都市公園鈴鹿青少年の森指定管理者業務仕様書」を参考として良好な管理水準を保ち、一般公園利用者に開放してください。
- (9) 植樹された樹木の撤去を行う場合は、公園内への移植に努めてください。
- (10) 施設周囲への植栽を行い、公園内の景観の調和を図ってください。
- (11) 現場着手後、樹木伐採前に現地調査のうえ、移植・植栽計画を提出してください。
- (12) 自然環境との調和を図り、生育する希少野生動植物の保全に努めてください。
- (13) 以上のほか、都市公園法及び三重県都市公園条例その他関係法令の諸規定を遵守してください。

(別紙3) 関係法令

※原文の漢数字は算用数字に置き換え、各条のタイトルは条数の後に付記している。

第1 行政事件訴訟法

5

第3条 (抗告訴訟)

第1項 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

第2項 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

第3項～ (省略)

第9条 (原告適格)

第1項 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

第2項 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益

の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

第10条（取消しの理由の制限）

第1項 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として
5 取消しを求めることができない。

第2項（省略）

第14条（出訴期間）

第1項 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過した
ときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この
10 限りでない。

第2項～（省略）

第2 都市公園法（乙5）

第1条（目的）

この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全
な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（定義）

第1項 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設
20 置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含
むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に
規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で
地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都
25 市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

第2項 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

一～四（省略）

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六～九（省略）

第3項（省略）

第2条の2（都市公園の設置）

都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

第2条の3（都市公園の管理）

都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

第5条（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第1項 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第2項 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

5 第3項 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第4項 (省略)

第8条 (許可の条件)

10 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

第3 三重県都市公園条例 (乙13)

第10条 (使用料)

15 第1項 設置者等、行為者又は第7条第1項に規定する公園施設を利用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を当該許可を受けた際又は当該公園施設を利用しようとする際納付しなければならない。ただし、当該許可に係る設置、管理又は行為の期間 (以下「使用期間」という。) が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度、当該年度分を4月
20 30日までに納付しなければならない。

第2項 知事は、前項の使用料については、公益上有益であると認められるものについて、当該設置者等、行為者又は第7条第1項に限定する公園施設を利用しようとする者に対し、当該使用料の額の減免をすることができる。

(以上)